

県内各市町村の平成20年度決算に基づく健全化 判断比率・資金不足比率（速報値）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条及び第22条に定める健全化判断比率及び資金不足比率について、県内各市町村の平成20年度決算に基づく速報値は次のとおりである。

概況

「健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）」は、全市町村において、「早期健全化基準」未満である。「資金不足比率」が「経営健全化基準」である20%以上となったのは、三種町公共下水道事業特別会計である。

各比率の状況

1. 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 該当無し

(2) 連結実質赤字比率 該当無し

(3) 実質公債費比率

全市町村の平均（単純平均）は17.3%で、前年度と比較して、0.3ポイント低下した。

比率が上昇した団体は9市町村で、低下した団体は14市町村である。

また、実質公債費比率が今回18%以上となり、新たに起債許可団体となったのは2市村である。

(4) 将来負担比率

全市町村の平均（単純平均）は133.2%で、前年度と比較して、7.8ポイント低下した。

比率が上昇した団体は6市町村で、低下した団体は19市町村である。

2. 資金不足比率

資金不足が発生したのは4団体の4会計で、病院事業が3会計、公共下水道事業が1会計で、前年度から1会計減少した。

資金不足比率が「経営健全化基準」の20%以上となったのは、三種町公共下水道事業特別会計のみである。

同町は、公共下水道事業特別会計について、今年度中に「経営健全化計画」を策定することとなる。